

令和3年(2021年)3月17日

居宅介護支援事業所 管理者 様

姫路市監査指導課

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

居宅介護支援における特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、下記のとおり取り扱いを通知します。

#### 記

#### 1. 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

- (ア) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。
- (イ) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれません。

## 2. 特定事業所加算の算定が認められない場合の例示

以下に、特定事業所加算の算定が認められない場合について、具体的な例を用いてお示しします。あくまで一例ですので、ご参考のうえ、各事業所の実情に照らし合わせてご確認ください。

### ① 特定事業所加算Ⅱの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅱの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四イ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

<特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置>

常勤職員1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員2 介護支援専門員

常勤職員3 介護支援専門員

常勤職員4 主任介護支援専門員

非常勤職員1 介護支援専門員

1.（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能です。

※1.（イ）より、常勤職員4を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員1を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅱの算定が可能です。

②特定事業所加算Ⅲの算定が認められない場合

＜特定事業所加算Ⅲの算定に係る人員配置要件＞

厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）八十四

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

ハ（3）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

＜特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置＞

常勤職員 1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員 2 介護支援専門員

常勤職員 3 主任介護支援専門員

1.（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員は 1 名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。

※1.（イ）より、常勤職員 3 を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員 1 を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。

### 3. 本通知の取扱い適用時期

当該取扱いについては、令和3年4月1日からを適用することとします。

なお、本通知発出日までの間、1項の1.(ア)について、特定事業所加算の人員配置要件である専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員に含めている事業所もあると認識しています。既に特定事業所加算を算定している事業所は、自主点検のうえ、人員配置要件を満たさない場合は、速やかに加算取り下げもしくは下位区分への変更の届出を行ってください。

また、実地指導時等における指導や届出の審査においては、令和3年(2021年)4月算定開始分以降について本通知の内容を適用し、指導対象とすることとします。

### 4. 問い合わせ先

姫路市健康福祉局監査指導課事業所指定担当

電話番号 : 079-221-2490

FAX場合 : 079-221-2487